

## 実質化された人・農地プラン

〔 口ノ原、田代、土肥、本村、小平、元、寒水、福貴野、寒水開拓、枝郷、山ノ口、畳石、上内河野、水車、広連、  
矢畑、下内河野、舟板、平山、新貝、大黒原、川底、境ノ坪、仏木、村部、野山、森、鳥越、大、今井、西衾、中山 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	深見地区	令和3年3月22日	令和 年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	795.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	405.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	184.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	130.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	198.3 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

当地区は、安心院町地域の西部に位置した中山間地域であり、山間部にはブドウ栽培が多く営農がされている地域である。当地域は、比較的ブドウ農家の後継者は確保されているものの、多くの水田農家は高齢化が進み担い手不足や耕作放棄地等が進んでおり、主に山間部の農地維持が困難な状況となっている。また、鳥獣被害も大きな課題となっている。

地域の担い手や認定農業者、農業生産法人などに農地集積を進めるとともに、青年農業者等の新たな農地の受け手の確保が今後は必要となっている。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の水田利用は基本的には、地域の中心経営体である認定農業者や農業生産法人などのほかに、既存の集落営農組合を活性化させるとともに、拡大志向のある個人経営者(家族経営を含む)に集積化する方針である。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	備考
認農	A	水稲、ブドウ	2.4 ha	水稲、ブドウ	4.0 ha	
認農	B	水稲	0.7 ha	水稲	1.0 ha	
認農	C	水稲	4.8 ha	水稲	10.0 ha	
到達	D	水稲、ブドウ	2.2 ha	水稲、ブドウ	5.0 ha	
認農	E	水稲	5.7 ha	水稲、麦、野菜	10.0 ha	
認農	F	水稲、大豆、大麦若葉	0.5 ha	水稲、大豆、大麦若葉	2.0 ha	
到達	G	水稲、ブドウ	2.0 ha	水稲、ブドウ	2.0 ha	
認農	H	水稲、ブドウ	1.6 ha	水稲、ブドウ	2.5 ha	
到達	I	水稲	4.0 ha	水稲	6.0 ha	
認農	J	水稲	3.0 ha	水稲	10.0 ha	
認農	K	水稲、大豆	0.5 ha	水稲、麦、大豆	1.0 ha	
到達	L	水稲、麦、大豆	4.2 ha	水稲、麦	6.0 ha	
認農	M	水稲	0.9 ha	水稲	2.5 ha	
認農	N	水稲、WCS	4.3 ha	水稲、WCS	10.0 ha	
到達	O	水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	
到達	P	水稲	2.7 ha	水稲	5.0 ha	
認農	Q	水稲	0.6 ha	水稲	1.0 ha	
認農	R	ブドウ、ミカン	1.2 ha	ブドウ、ミカン	2.0 ha	
認農	S	水稲、WCS	0.5 ha	水稲、麦、WCS	3.0 ha	
到達	T	水稲	1.8 ha	水稲	2.0 ha	
到達	U	野菜、繁殖牛	2.0 ha	野菜、繁殖牛	5.0 ha	
到達	V	野菜	3.0 ha	野菜	5.0 ha	
認農	W	乳牛	139頭	乳牛	165頭	
到達	X	繁殖牛	10頭	繁殖牛	15頭	
到達	Y	シイタケ	20万 駒	シイタケ	30万 駒	
認農	Z	水稲、ブドウ	1.0 ha	水稲、ブドウ	2.0 ha	
認農	AA	ブドウ	1.2 ha	ブドウ	2.0 ha	
到達	AB	ブドウ	0.9 ha	ブドウ	1.5 ha	
到達	AC	水稲、麦、WCS	0.9 ha	水稲、麦、WCS	10.0 ha	
認農	AD	水稲、WCS	6.1 ha	水稲、WCS、飼料米	9.3 ha	
認農	AE	ブドウ	1.2 ha	ブドウ	2.0 ha	
到達	AF	ブドウ	3.9 ha	ブドウ	4.5 ha	
到達	AG	花	0.8 ha	花	0.8 ha	
認就	AH	ブドウ	0.2 ha	ブドウ	1.0 ha	
認農	AI	ブドウ	1.4 ha	ブドウ	2.0 ha	
認農	AJ	水稲、ブドウ、カボス	2.8 ha	水稲、ブドウ、カボス	4.0 ha	
認農	AK	水稲、ブドウ	1.5 ha	水稲、ブドウ、WCS	2.0 ha	
到達	AL	水稲、ブドウ	1.3 ha	水稲、ブドウ	2.0 ha	
到達	AM	水稲、ブドウ	5.8 ha	水稲、ブドウ	7.0 ha	
到達	AN	水稲、ブドウ	5.8 ha	水稲、ブドウ	7.0 ha	
認農	AO	水稲、ブドウ	1.8 ha	水稲、ブドウ	3.0 ha	
到達	AP	水稲、ブドウ	2.8 ha	水稲、ブドウ	3.5 ha	
認農	AQ	水稲、ブドウ	1.3 ha	水稲、ブドウ	2.0 ha	
認就	AR	水稲、ブドウ	1.1 ha	水稲、ブドウ	2.0 ha	
認農	AS	水稲、ブドウ	1.2 ha	水稲、ブドウ	2.0 ha	
認農	AT	ブドウ	1.1 ha	ブドウ	3.0 ha	
認農	AU	ブドウ、ギンナン、カボス	2.4 ha	ブドウ、ギンナン、カボス	3.0 ha	
認農	AV	ブドウ	1.8 ha	ブドウ	2.0 ha	
認農	AW	水稲	0.9 ha	水稲	1.5 ha	
認農	AX	水稲、WCS、繁殖牛	3.5 ha	水稲、WCS、繁殖牛	5.5 ha	
認農	AY	ブドウ	1.0 ha	ブドウ	1.0 ha	
認農	AZ	ブドウ	1.0 ha	ブドウ	1.2 ha	
認農	BA	水稲、ネギ	3.0 ha	水稲、飼料、野菜	3.5 ha	
認農	BB	ブドウ	1.2 ha	ブドウ	2.0 ha	
認農	BC	野菜	0.2 ha	水稲、野菜	10.0 ha	
認農	BD	水稲	2.3 ha	水稲	6.0 ha	
	BE	水稲	0.0 ha	水稲	6.0 ha	
	BF	水稲	1.1 ha	水稲	2.0 ha	
	BG	水稲	0.5 ha	水稲	2.0 ha	
	BH	水稲	3.9 ha	水稲	6.0 ha	
	BI	水稲	2.2 ha	水稲	5.0 ha	
	BJ	水稲、WCS	1.1 ha	水稲、WCS	3.0 ha	
認農法	BK	水稲、麦、花き、ジャガイモ	0.6 ha	水稲、麦、花き、ジャガイモ、飼料、ニンニク	15.0 ha	
認農法	BL	茶	4.0 ha	茶	20.0 ha	
認農法	BM	WCS、ゆず	18.6 ha	WCS、ゆず	25.0 ha	
認農法	BN	ブドウ	4.0 ha	ブドウ	6.0 ha	
認農法	BO	水稲、飼料	8.1 ha	水稲、飼料	16.0 ha	
認農法	BP	ブドウ	0.2 ha	ブドウ、イチゴ、ブルーベリー、キウイ	1.0 ha	
認農法	BQ	水稲、麦、WCS、野菜、ホオズキ	0.5 ha	水稲、麦、WCS、ホオズキ、野菜	3.0 ha	
認農法	BR	繁殖牛、肥育牛	0頭	繁殖牛、肥育牛	100頭	
認農法	BS	水稲、麦、WCS、飼料米	8.3 ha	水稲、麦、WCS、飼料米	15.0 ha	
認農法	BT	ブドウ	0.9 ha	ブドウ	1.0 ha	
認農法	BU	水稲	0.2 ha	水稲	10.0 ha	
	BV	水稲、WCS、飼料米、大豆	4.3 ha	水稲、WCS、飼料米、大豆	8.0 ha	
集	BW	水稲	4.1 ha	水稲	6.0 ha	
集	BX	水稲	2.6 ha	水稲	10.0 ha	
集	BY	水稲	5.4 ha	水稲	6.0 ha	
集	BZ	水稲	6.0 ha	水稲	10.0 ha	
集	CA	水稲	24.4 ha	水稲	30.0 ha	
計	79 人		212.5 ha		410.8 ha	198.3 ha

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向</p> <p>貸付け等の意向が確認された農地は、48筆、65,754㎡となっている。これは、農地の貸付け等の意向の一部であり今後も増加傾向である。今後については、集落の集まり等の機会に定期的に、地域の方に農地の貸付意向の確認を行う。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>荒廃したブドウ園については、国営緊急農地再編整備事業によりブドウ園や茶園等に再整備し、新たに水田基盤整備を実施することで、機構事業を活用した新規認定就農者や農業生産法人などの新規参入を進める。</p> <p>水田農地は、基盤整備された一体農地(鳥越、野山、森、大、今井、西納、矢畑、水車、下内河野、上内河野)は認定農業者等への経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>荒廃樹園地は再編整備を進めるとともに、笠ノ口集落において基盤整備事業により水田農用地の再編整備を進める。</p> <p>また、比較的平坦部での主要な水田農用地は基盤整備が完了しているが、今後は農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等や水路の改修等の基盤整備を検討し、必要に応じて実施していく。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <p>WCS、米、麦等の土地利用型作物以外に、認定農業者による収益性の高いニンニク、コショウ等の季節露地野菜などの園芸作物の生産、特産加工に向けた多彩な野菜等の生産に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>地区山間部での対策(鉄柵等)が進むことによって、地区内中心部も鳥獣被害が進んでいるため、圃場全体への注意や防護対策に積極的に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針</p> <p>行政により例示された災害、洪水ハザードマップをベースに、自助と公助による対策に取り組む。</p>